

リー解説② 3・6面

総選挙の争点

休保制度をはじめとする自主共済の適用除外を

保険業法の適用
除外運動の到達

登山愛好家による遭難救助の共済、知的障害者の入院時の付き添い介助の共済、児童・父母の学校活動中の事故補償の共済、そして、開業保険医による休業時の共済など、本来、公的に保障されるべき分野において、社会保障の不備・後退によりやむを得ず、構成員同士で支えあい、ボランティアで運営してきた自主共済が、保険業法の規制を受け、試練に立たされている。

この2年間、全国保険医団体連合会をはじめ、諸団体は、「共済の今日と未来を考える懇話会」を全国31県で結成し、新保

険業法からの適用除外要求を実現するための集会やシンポジウムなどに旺盛に取り組み、地方自治体の意見書が136カ所

で採択された。

会員諸氏より協力いただいた請願署名は10万筆を越え、与野党の国会議員に提出し、数多くの議員から賛同が得られた。

先の国会では、自民、公明など与党の反対により審議・成立までは至らなかったが、参議院では全

野党と無所属議員の賛同による議員立法の提出が実現した。

保険業法は、すべての団体の共済制度が規制対象となり、2008年12

月からは、公益法人が実施する共済事業も適用対象となるほか、次回改定(2011年)では、労働組合共済や協同組合共済にも影響してくる。

休業保障制度が果たしてきた社会的役割

保団連の休業保障制度は、38年前に、休業時に閉院を余儀なくされた開業保険医を助けるために制度を発足させ、全国統一制度として発展し、現在会員の約半数が加入している。医師による審査や休業確認などボランティアでの関与を基本と

し、非営利の制度運行を継続し、のべ2万人が受給されてきた。

開業保険医は、病気で突然の休業を余儀なくされた際、ただちに閉院に追い込まれる。医師自身だけでなく、代診医の手配や従業員

の雇用継続の保障など多額の出費は自己責任である。

そのため地域医療を担う開業医にとって休業保障制度は、安心感を与えるかけがえのない存在となっている。

保団連では、保険業法の規制を受けない唯一の方法として、保険業法施行(2006年4月)ま

でに加入された契約者のみによる維持・管理を継続しており、休業時には安心して受給してもらえる。同時に、現行制度を

存続させる唯一の方法として、適用除外運動を継続している。

アメリカいいなり
の規制行政からの脱却を

保険業法「改正」の目的は、不特定の顧客を対象に無認可保険業を営んできた営利業者による契約での被害が相次ぎ、社会問題化したことへの規制、対処であった。しかし保険業法改正後、これらの無認可保険業者は

「少額短期保険業者」として、金融庁からむしろお墨付きを与えられる形で、営業を続けている。

非営利の自主共済は、保険会社化することは到底できないため、やむなく廃業や、保険商品への参入機会の拡大であり、不特定の者を相手方とする保険、特定の者を相手方とする共済との区別をなくし、すべて同一基準で規制させることにより、参入機会を作ること

にであった。

金融庁は、規制下に置

平和問題での
保団連の考え方

保団連は、開業医宣言

「10・平和の希求 人命を守る医師はいかなる戦争をも容認できない。私たちは歴史の教訓に学

平和憲法を堅持する国政の実現を

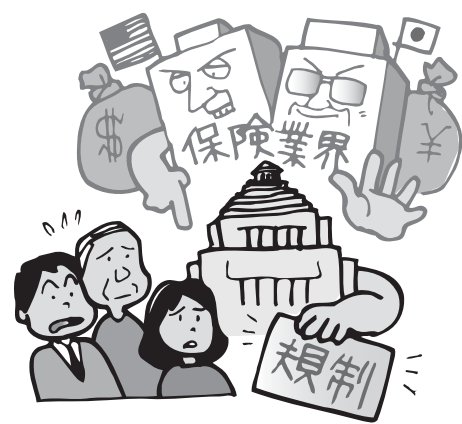
び、憲法の理念を体して平和を齎らす動きに反対し、核戦争の防止と核兵器廃絶が現代に生きる医師の社会的責任であることを確認する」の立場から、一貫して自衛隊のイラク派遣、インド洋における海上自衛隊の給油活動に反対してきた。

04年保団連第39回定期大会で、イラクへの自衛隊派兵をただちに中止することを要求することを決定した。

新テロ特措法を
めぐる攻防

07年6月20日、自民党、公明党の与党は、参議院のイラク派兵を2年間延長する「改正」イラク特措法と、教育関連3法案を賛成多数で可決し、成

この中で、「憲法9条の下で戦後58年間にわたって日本の自衛隊が1人の外国人も殺さず、1人の戦死者も出さずに築いて



くことで「消費者保護」を実現したと主張してきたが、その後、生損保各社において、給付金不払い問題が繰り返され、証券会社のリーマンブラザースが破たんし、大手保険グループAIGの破

綻回避に向けて、米国中央銀行による9兆円の公的資金が導入されるなど、世界的な混乱を巻き起こした。

証券化技術で膨張し、内在するリスクが分からない米国型の金融錬金術は完全に破綻したが、米国の金融政策を賛美し、国民の預貯金をリスクにさらす日本の金融行政は世界的にも通用しないことが明らかとなった。

また、米国の低所得者向け住宅ローンの債務不履行により、米国の大手証券会社のリーマンブラザースが破たんし、大手保険グループAIGの破

綻回避に向けて、米国中央銀行による9兆円の公的資金が導入されるなど、世界的な混乱を巻き起こした。

証券化技術で膨張し、内在するリスクが分からない米国型の金融錬金術は完全に破綻したが、米国の金融政策を賛美し、国民の預貯金をリスクにさらす日本の金融行政は世界的にも通用しないことが明らかとなった。

また、米国の低所得者向け住宅ローンの債務不履行により、米国の大手証券会社のリーマンブラザースが破たんし、大手保険グループAIGの破

綻回避に向けて、米国中央銀行による9兆円の公的資金が導入されるなど、世界的な混乱を巻き起こした。

者を出したこの行為は、決して許されるものではない。

しかし、これに対して米国がアフガニスタンへの武力攻撃を始めてからの7年間、憎しみは憎しみを呼び、テロは世界60カ国に拡散した。報復戦争の継続がテロを正当化する口実となっていることは、この間の世界情勢をみれば明らかである。戦争でテロをなくすことはできない。

08年4月17日、名古屋高等裁判所は、自衛隊のイラクへの派兵差し止めを求めた判決において、「自衛隊の活動、特に航空自衛隊がイラクで現在行っている米兵等の輸送活動は、他国による武力行使と一体化したものであり、イラク特措法2条2項、同3項、かつ憲法9条1項に違反する」との画期的な判断を下した。

これは、日本国憲法、とりわけ憲法9条の存在と、日本と世界の市民の平和を希求する思いと運動が生み出したものであるといえる。

この違憲判決を機に、自衛隊の存在とその活動について、憲法の立場から厳しく見直すことが必要となる。この世から戦争の悲劇をなくすために、平和憲法を堅持する国政の実現を求めるものである。

(本田孝也・保団連理事)

01年9月11日の米国同時多発テロは全世界に衝撃を与えた。数千人の死

自衛隊派兵の
違憲判決を
どう見るか

01年9月11日の米国同時多発テロは全世界に衝撃を与えた。数千人の死

自衛隊派兵の
違憲判決を
どう見るか



日本初の空中給油機 KC-767 が配備された愛知県小牧基地 (撮影 = 竹内創)